

## 船橋市農地利用最適化推進委員連絡協議会要綱

### (設置)

第1条 農地利用の最適化の推進を図るため、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の業務に係る情報共有・課題に関する話し合いや検討等を行い、推進委員の連携強化や、適切かつ効果的な業務遂行を目的に、船橋市農地利用最適化推進委員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 連絡協議会では、次に掲げる内容について協議する。

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化
- (2) 遊休農地の発生防止・解消
- (3) 新規参入の促進
- (4) その他、人・農地のマッチングと農地利用の最適化の促進に関すること

### (構成)

第3条 連絡協議会は、推進委員をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、推進委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集及び議事)

第5条 連絡協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会長が欠けたときは、副会長が招集する。

### (参与)

第6条 農業委員会会長及び同職務代理者は、必要に応じて連絡協議会に参与する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。